

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年静岡県規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																						
(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求)		(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求)																						
<b>第23条</b> 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、様式第26号による最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書を提出しなければならない。		<b>第23条</b> 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、様式第26号による最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書を提出しなければならない。																						
別表第1 (略)		別表第1 (略)																						
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>提出書類</th><th>経由機関</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>16</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>		提出書類	経由機関	(略)			16	(略)			<table border="1"><thead><tr><th></th><th>提出書類</th><th>経由機関</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>16</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>17</td><td><u>省令第13条の3の規定による有害使用済機器保管等届出書</u></td><td><u>有害使用済機器の主たる保管の場所の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長又は有害使用済機器の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下これらを「主要有害</u></td></tr></tbody></table>		提出書類	経由機関	(略)			16	(略)		17	<u>省令第13条の3の規定による有害使用済機器保管等届出書</u>	<u>有害使用済機器の主たる保管の場所の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長又は有害使用済機器の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下これらを「主要有害</u>
	提出書類	経由機関																						
(略)																								
16	(略)																							
	提出書類	経由機関																						
(略)																								
16	(略)																							
17	<u>省令第13条の3の規定による有害使用済機器保管等届出書</u>	<u>有害使用済機器の主たる保管の場所の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長又は有害使用済機器の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下これらを「主要有害</u>																						

<u>17</u>	(略)
<u>18</u>	(略)
<u>19</u>	(略)
<u>20</u>	(略)
<u>21</u>	(略)
<u>22</u>	(略)
<u>23</u>	(略)
<u>24</u>	(略)

別表第2 (略)

	提出書類	経由機関
	(略)	
4	(略)	

		使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長」という。)
<u>18</u>	省令第13条の4の規定による有害使用済機器保管等変更届出書	主要有害使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長
<u>19</u>	省令第13条の11の規定による有害使用済機器保管等廃止届出書	主要有害使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長
<u>20</u>	(略)	
<u>21</u>	(略)	
<u>22</u>	(略)	
<u>23</u>	(略)	
<u>24</u>	(略)	
<u>25</u>	(略)	
<u>26</u>	(略)	
<u>27</u>	(略)	

別表第2 (略)

	提出書類	経由機関
	(略)	
4	(略)	
<u>5</u>	省令第8条の38の4の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センター

					の長（以下「主要施設管轄健康福祉センター所長」という。）	
				6	<p>省令第8条の38の6の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書</p> <p>主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長</p>	
				7	<p>省令第8条の38の8の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更届出書</p> <p>主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長</p>	
				8	<p>省令第8条の38の10の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定廃止届出書</p> <p>主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長</p>	
				9	<p>省令第8条の38の11の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書</p> <p>主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長</p>	
5	(略)	産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センタ		10	(略)	主要施設管轄健康福祉センター所長

		一の長（以下 「主要施設管轄 健康福祉センタ ー所長」とい う。）		
<u>6</u>		(略)	<u>11</u>	(略)
<u>7</u>		(略)	<u>12</u>	(略)
<u>8</u>		(略)	<u>13</u>	(略)
<u>9</u>		(略)	<u>14</u>	(略)
<u>10</u>		(略)	<u>15</u>	(略)
<u>11</u>		(略)	<u>16</u>	(略)
<u>12</u>		(略)	<u>17</u>	(略)
<u>13</u>		(略)	<u>18</u>	(略)
<u>14</u>		(略)	<u>19</u>	(略)
<u>15</u>		(略)	<u>20</u>	(略)
<u>16</u>		(略)	<u>21</u>	(略)
<u>17</u>		(略)	<u>22</u>	(略)
<u>18</u>		(略)	<u>23</u>	(略)
<u>19</u>		(略)	<u>24</u>	(略)
<u>20</u>		(略)	<u>25</u>	(略)
<u>21</u>		(略)	<u>26</u>	(略)
<u>22</u>		(略)	<u>27</u>	(略)
<u>23</u>		(略)	<u>28</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。